

事業対象者についてのQ&A

問1 認定申請中に事業対象者の申し込みをするとき

(答) 介護申請中(新規、更新)にすぐに総合事業のサービスを必要とする場合は、いったん事業対象者になってサービスを利用することが可能です。利用できるサービスは、通所型と訪問型のサービスのみです。予防サービス(訪問看護、訪問リハ、通所リハ、福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入等)が必要な場合は事業対象者になれませんのでご注意ください。

問2 認定申請中に事業対象者でサービスを利用した際の手続きについて

(答) 認定結果が出る前に事業対象者になってサービスを利用した場合、認定結果によって対応が異なりますのでご注意ください。

要介護認定になった場合 居宅介護支援事業所へすみやかに引き継ぎます。
また、引き継ぐまで総合事業サービス利用を継続することができます。

要支援認定になった場合 認定申請日まで遡って要支援認定となります。

問3 認定結果が要介護だったときの手続きについて

(答) 地域包括支援センターが受け持っていた場合は、居宅介護支援事業所への引継ぎ日を確定し、介護保険課へ事業サービス利用の終了日を連絡してください。連絡のあった翌月に、長野市から国保連合会へ被保険者資格の訂正連絡を行います。訂正連絡が入るまでは、事業所、地域包括支援センターともサービス請求及び介護予防ケアマネジメント費の請求はできません。

問4 認定結果が要支援だったときの手続きについて

(答) 認定結果が要支援の時は、認定申請日にさかのぼって要支援認定が適用されます。事業対象者でプランを作成し、サービスを提供していた場合は、遡ってプランを見直し、担当者会を開催していただく等の対応をしてください。なお、認定申請中は、事業対象者になっていてもサービス事業費及び、介護予防ケアマネジメント費の請求はできません。

問5 総合事業事業対象者卒業届について

(答) 卒業届は、ケアプランに基づく目標が達成され、事業対象者から卒業する際あるいは申請時のケアプランで位置づけたサービスを当面利用しない場合に提出してください。その後、再度事業対象者になる場合は、改めて基本チェックリストを実施し、介護予防ケアマネジメント申込書を提出してください。

問6 事業対象者被保険証を発行する目的について

(答) 事業対象者の保険証は、基本チェックリストの実施により、総合事業のサービスが必要だと地域包括支援センター職員が判断した場合に市に申込書を提出することで発行しています。介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターが実施することが前提の保険証です。単に事業対象者の保険証資格が必要という理由での発行はできません。